

(No. 4 4)

1. 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行について」(昭和44年8月4日建設省河政発第64号、建設事務次官通達)の記の3

3 急傾斜地崩壊危険区域における行為の制限について

急傾斜地崩壊危険区域における行為の制限は、急傾斜地の崩壊の防止上きわめて重要なことであるから、許可及び違反の取締りは厳正に行なうべきであるが、反面不当に国民の権利を制限することのないよう慎重に措置すること。

2. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日建設省河政発第52号、建設省河川局長通達)の記の五の3(1)

五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について

3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間は、それぞれ次のとおりである。

(1) 第七条第一項(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可)

(1) 審査基準について

急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可は、当該行為の内容が当該急傾斜地崩壊危険区域の現況から判断して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのないものについて行うこと。